

プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

浅田 哲也
ビジネスデベロップメント・
マーケティング&コミュニケーションズ
ディレクター
03 6271 9404
tetsuya.asada@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー、秋田県における木質バイオマス発電事業の実施において法的アドバイスを提供

【東京発 2015 年 4 月 2 日】

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、ユナイテッド計画株式会社、株式会社レノバ及びくとうみアセットマネジメント株式会社（以下、総称してスポンサー）が計画する秋田県における木質バイオマス発電事業の開発と同事業への投資において、スポンサーに法的アドバイスを提供しています。本事業は秋田県秋田市向浜において計画される最大出力 20MW の木質バイオマス発電事業であり、木質専燃のバイオマス発電所としては、東北地方最大規模のものとなります。

本事業では、株式会社北都銀行及び株式会社新生銀行をアレンジャーとする地元金融機関を中心としたシンジケートローンのほか、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構による優先株の出資及び秋田県のふるさと融資（無利子融資）による資金調達が行われ、プロジェクト総額は約 125 億円となります。発電した電力は、特定規模電気事業者（PPS）及び東北電力株式会社に売却されます。発電所は、2016 年 7 月から操業を開始する予定です。

木質バイオマス発電事業において重要であるバイオマス燃料の調達量の安定的確保については、地元の林業者等と連携することで地域の間伐材を安定的に調達する体制を構築し、さらに補助燃料として PKS(Palm Kernel Shell)等を調達することを計画しています。これまで需要の乏しかった秋田県内の未利用材を本事業で有効活用することで地元林業への波及効果等の地域振興が期待されます。

ベーカー&マッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融部門のグループ・リーダーである江口直明弁護士をリード・パートナーとし、同部門に所属するパートナーの島田稔夫弁護士、アソシエイトの鈴木康祐弁護士、石井庸子弁護士をメンバーとするチームが本案件に携わりました。

本案件について、江口直明弁護士は、「木質バイオマス発電事業に関しスポンサーへ法的助言を提供でき、大変喜ばしく思います。再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されてから 3 年近くになりますが、太陽光発電に留まらず多様な再生可能エネルギーの開発が進む中、木質バイオマス発電事業は今後最も注目すべき分野の一つであると考えられております。私たちは、吾妻バイオマス発電プロジェクトファイナンスに続き、本件の秋田向浜バイオマス発電に関与する機会をいただきました。今後も再生可能エネルギー市場の動向に注視し、この分野において、法的およびビジネス的観点からのアドバイスをクライアントに積極的に提供してまいります」と述べています。

- 以上 -

■ 本件における責任者



江口 直明
銀行・金融グループ代表パートナー
03 6271 9441 naoaki.eguchi@bakermckenzie.com

東京事務所の銀行・金融プラクティス・グループのリーダーであり、ベーカー&マッケンジー・アジア地域の銀行・金融プラクティス・グループの運営委員会のメンバー。東京事務所の銀行・金融グループは、2015年の *Chambers Asia-Pacific* と *The Legal 500 Asia Pacific* において、*Banking & Finance: International Firms and Joint Ventures* の分野で Band 1 にランクされた。

■ ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47か国に77の事務所に11,000名以上を擁する国際法律事務所です。1949年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2014年6月30日決算期における収入は、25億4,000万米ドルを超えました。ファームのエグゼクティブ・コミティのチェアマンは、エデュアルド・レイテイが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。